



子どもに与える影響



家庭は子どもにとって安全で安心できる場所であり、家族を通して人間関係を学び、社会性や自己を形成していく大切な基盤となるものです。家族の形は多様化しても、子どもが見守られ、認められ、自分や他者を大切に思えるよう

な家庭をつくっていくことが大切です。

どんなに小さくても、子どもたちは家の中で暴力が起きていることに気がついています。暴力にさらされ、さまざまな形で巻き込まれる子どもたちについて考えてみましょう。

知っていますか？「子どもの権利条約」

「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」って聞いたことがありますか？世界中のすべての子どもたちが持っている“権利”について定めた条約です。

この条約を日本も1994年に批准(条約を認め実行する約束をしていること)しているので、政府や行政機関、学校など教育機関をはじめ、すべての人にもっと広くこの条約を知らせて、子どもたちひとり一人が尊重され、安心してのびのびと育つ環境をみんなでつくっていく必要があります。



2 差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



3 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



6 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



12 子どもの意見の尊重(子どもが意味のある参加ができること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

*条約の詳しい内容(1条~40条)はユニセフHPなどで紹介しています。



DV家庭のなかで育つ子ども

DVを受けていても、「子どもの成長のためには父母がそろっている家庭が必要だ。子どもが成人するまで自分さえ我慢すれば」と考える被害親はまだ多くいます。また子どもを連れて逃げたいけれど、経済的基盤を失うので実行できず、過酷な状況に耐え続ける被害親子も少なくありません。周囲に夫婦の関係・家庭の問題を相談するのを恥ずかしいと感じ、または「どこに」「どんなことまで」話せばいいかわからずに不安が先に立ち、身動きできない母親(父親)もいます。

DVの原因は相手を怒らせる自分が悪い、と自信を失っている母親(父親)を子どもは常に見ています。子どもは親の状況を敏感に察知し、親の望むようにしようと努力するので、恐れや悲しみを抱えていても、なかなか自らの意思で家庭内のことを他者に知らせようとしません。

両親や親族がDV・暴力行為への認

識が薄く、支配的関係を当然のように感じて育つ子どもは、暴力を容認しやすく物事の解決の手段を暴力に頼る傾向が多いといわれています。

長期にわたり日常的に暴力を目にする状態の中で育つことは児童虐待にあたります。

暴力は世代を超えて連鎖し、より弱いものに向かう性質があります。閉鎖的な家庭の中では、父から母への暴力が母から子どもへと向かうなど、子どもが父母の暴力の対象となりやすく、学校でのいじめ問題につながることもあります。すべての児童虐待の陰にDVがあるといっても過言ではありません。





子どもへの影響

胎児・幼児

DVは母親の妊娠時に増加するといわれ、妊娠中に暴力を受ければ、胎児への悪影響が心配されます。妊婦の精神的な緊張や、医師の検診を受けられないような状況は、子どもの発育の遅れを招きやすいといえます。また、幼い子どもを抱いているときに暴力を振るわれるなど、幼児が巻き込まれてケ

ガをすることも多く見られます。父親(母親)がいつどなるか、叱るかわからないための緊張や、母親(父親)から十分に面倒を見てもらえないために、夜泣きやおもらしの症状も現れます。感情表現が乏しかったり、他の子を叩く・噛む・物を壊すなどの乱暴な行動をとることもあります。

学童期

母親を守ろうとしてケガをしたり、反抗を理由に体罰を加えられるなど、加害親への恐怖・罪悪感・無力感、守ってくれない被害親への恨みなどの複雑な感情が交錯します。父親が母親(母親が父親)をバカにしている場合、母親(父親)を尊敬できなくなることもあります。学校では母親(父親)のことが終始心配で勉強に身が入らず、成績が

下がったり、乱暴で落ち着かないなど、問題行動を起こしやすくなります。登校拒否・自殺願望・抑うつ・非行などの問題を抱えることもあります。また逆に、自分の感情を押し殺し、母親(父親)やきょうだいを支え、勉強もがんばる「いい子」になる場合もありますが、抑圧された感情は後の人生に大きな影響を残す場合が指摘されています。

思春期

性別役割や支配的な両親の関係を学び取り、男は暴力的でいい、女は見下されても仕方ないと感じてしまったり、自尊感情が育ちにくくなります。家庭

内暴力や酒・薬物、性体験へのハードルが低くなり家出や自殺願望が見られることもあります。



なぜ暴力をふるう？



支配するため

加害者は、家庭内で支配的な関係を維持するために、被害者を強制的に服従させる手段として「暴力」を選ぶのです。暴力で力を誇示しているともいえます。また、思い通りにならない被害者(多くは妻や恋人)を許せない、自分を怒らせる相手が悪い、だから暴力をふるわれて当然と考えています。また、いつ暴力をふるわれるかわからないという「恐怖」を植え付け、暴力で相手を支配します。思うようにいかないとき、外でむしゃくしゃすることがあったとき、そのはけ口を家の中で弱い立場の

妻に向けるということもあります。いじめの対象を持っていたい、自分(加害者)の精神安定に必要な、服従するペット(?)が必要と考える人がいます。

このような加害者は自分がばかにされたと勘ぐったり、また相手に劣等感を抱いていたり、自分に自信がないのかもしれない。自分をきちんと見つめられない、自分の気持ちを言葉でうまく表現できないのでしょう。

しかし、暴力は関係を壊し、それを受けた人に深い傷を残します。暴力で解決されるものはないのです。

「教育・しつけをしている」と言って

被害者(多くの場合は妻や恋人)を、自分につき従う「従属物・所有物」としか見ていないので、自分にとって反抗的だと感じれば「教育するため」に暴力

をふるいます。

被害者からみればあきらかなDVを、加害者は「相手の非を論す」「しつけをする」ための行為と考えています。



暴力とジェンダー「男らしさの神話」「女らしさの神話」

暴力をふるうことは「男らしい」ことなのでしょうか。自分の妻ひとりを管理できなければ男じゃない、仕事もたいてできないなどという神話が、いまだにはびこっています。暴力をふるうことが強さなのでしょうか？

献身的に自分を犠牲にして尽くすこと、黙って従うことが「女らしい」ことで、自分の意見を言ったり、自分で考えて行動する女は、生意気な女らしくない女なのでしょうか？だからなぐつてもいいとでも？

なぐったり、倒したり、行動を拘束したり、監視したり、従わせたりするのも愛情があるからこそという、一方が他方を支配するようなメッセージがメディアには多いと思いませんか？

現在の社会は、テレビドラマ、ポピュラー音楽、アニメーション、ゲームなどで、暴力をふるい戦う男たち、従順

で自分でものを考えない女たちが当たり前のように描かれ、発信されています。また日本は、雑誌やアダルトビデオ、ゲーム、コミック、ポスターなどのポルノグラフィーが日常的に氾濫しており、世界からも批判されています。

性的な関係についても、若者がポルノグラフィーから学んでしまい、パートナーとの関係に投影してしまいがちです。「作りごと」「虚構」とわかっているにもかかわらず、何回も繰り返されることで影響を受け、行動様式や人間関係を学習していきます。自分が他の人と違うようにというおそれも加わって、それらをモデルとして取り入れてしまうのではないのでしょうか。



なぜ繰り返される？

いつも暴力的であるわけではない

暴力の後に謝罪や優しい態度が戻り、二度としないと約束します。被害者はそれを本来の相手の姿としたい、自分が気をつければ防げるのではないかと、もう

一度信じてみようと考えますが、またなにかのきっかけで、さらにエスカレートした暴力を受け、動けなくなってしまいます。

暴力で相手をコントロールすることを学んでいる

加害者の周辺の人たちが暴力を容認する、親世代も支配関係にあったり、男性の攻撃性を当然のように思い、許している環境で育ってくると、女性は自分の言うことを聞いてくれる存在、聞いてくれないければ暴力をふるっても許されると

思ってしまう。「男らしさ」を「力と支配」に置き換えているのです。外ではおとなしい人、仕事熱心な人、まじめで温厚と思われている人が多いので、被害者は周囲に事実を訴えても信じてもらえず、あきらめるしかないと思ってしまう。

被害者が逃げられない状況におかれている

「なぜ逃げなかったのか？」と被害者が責められることがよくあります。DVだけでなく、セクシャル・ハラスメントの場合も、性暴力でも「そんなところに行くからいい

ないのだ」「いやだったら逃げ出せばいいのに」と。逃げないのだから、暴力を受けているとは言えない、ずっと、受け入れていたのではないかと責められます。

でもあなたが悪いのではない

どんな理由があろうと暴力をふるった加害者が悪いのです。逃げなかったのは、恐怖のせいかもしれないし、なにかの間違いだと思いたかったかもしれません。DVであっても、結婚生活、自分の愛着のある場所、子どもの生活、経済的な

問題など、簡単に放り出すことができないことばかりでしょう。そのことも、あなたを苦しめているのではないですか。どこかおかしい、このままではいけない、と感じたら、

誰かに相談してみませんか？



相談から解決へのプロセス DVから一歩踏み出すために

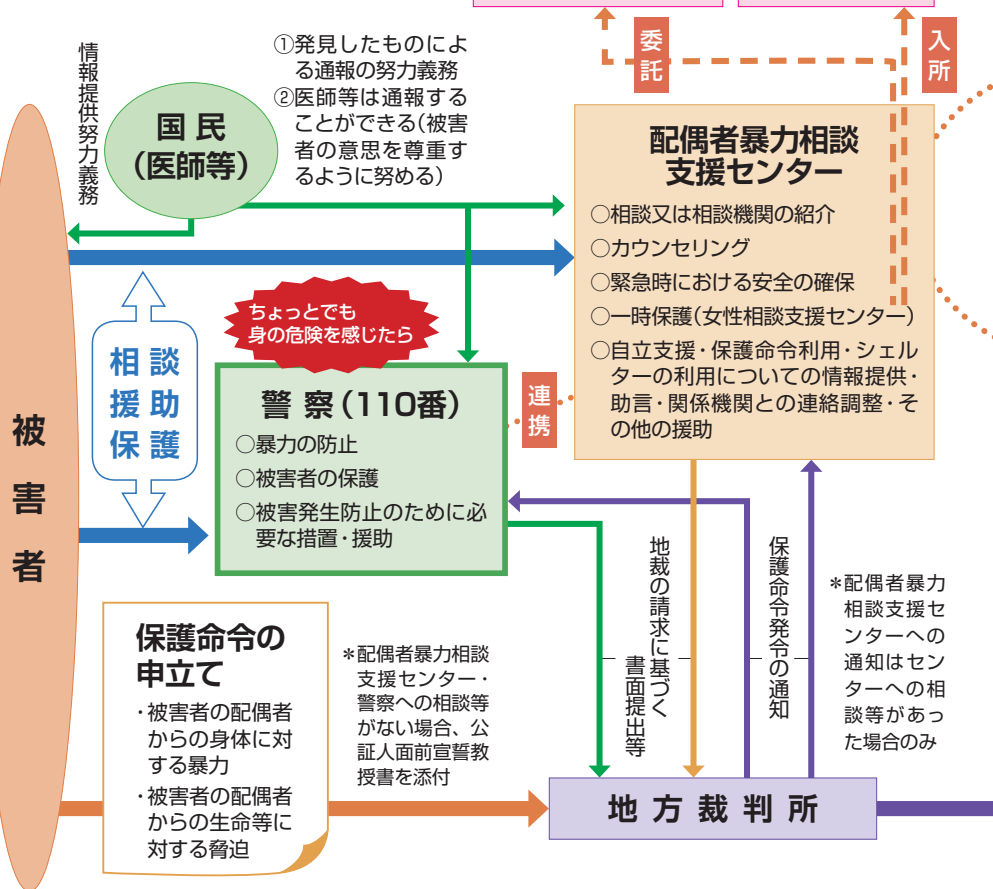
DVから立ち上がる道筋はいろいろあります。
どんな道筋でもよいのです。
納得のいく解決のために、一緒に悩んだり手
伝ったり支えになってくれる人がいるといい
ですね。

一時保護委託先

(民間シェルター、
母子生活支援施設、
女性自立支援施設等)

保護 (施設入所)

(女性自立支援施設)



安全の確保

どういう準備があるのか考えながら、でも命の危険があるような場合はまずその場から逃げ安全な場所へ。地元の警察・生活安全課に通報、保護してもらおう。

生活の中では

安全、安心の環境で、休息を取り英気を養う。エネルギーを回復する。就労、住居、学校などの準備。

連携

民間団体

福祉事務所

- 自立支援等
- 母子生活支援施設への入所、
- 保育所への入所、生活保護の対応、
- 児童扶養手当の認定等

連携

国や地方自治体は…

- ◎主務大臣(内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣)による基本方針の策定
- ◎都道府県・市町村による基本方針の策定(市町村については努力義務)

保護命令

- 被害者への接近禁止命令
 - 電話等禁止命令
 - 子への接近禁止命令
 - 親族への接近禁止命令
 - 退去命令(2か月)
- } (6ヶ月)

発令

相手方

申立人の配偶者・元配偶者
(事実婚を含む)

保護命令違反に対する罰則

2年以下の拘禁又は
200万円以下の罰金

「デートDV」ってなに？

- 好きな人ができて交際しているのに、相手のことを「怖い」と思うことがある。
- 相手の機嫌が気になって交際を「つらい」と感じる。相手の顔をうかがってビクビクしてしまう。
- 自分が大切にされていないと感じる。
- 「嫌われたくない」「自分が悪い」と思って我慢することが多い。

ひとつでもあてはまることがありますか？

あなたの感じている「怖い」「つらい」は、もしかすると交際相手からの暴力、いわゆるデートDVかもしれません。

- ・殴る・叩く・蹴る
- ・腕をつかむ・ひねる、髪を引っ張る
- ・物を投げつける
- ・大声でどなる・バカにする
- ・交友関係を制限する
- ・メールなどをチェックする
- ・デート費用を全く払わない
- ・借りたお金を返さない
- ・仕事を辞めさせる
- ・性行為を強要する、避妊に協力しない
- ・嫌がっているのに裸を撮影する

これらはすべて暴力です。

交際中の暴力は、性関係の強要につながり、女性の望まない妊娠の原因になりやすく、結婚というかたちをとっても、DVが続くことが多いのです。

時には相手から離れることも選択肢のひとつです。

「別れたいけれどどうしたらいい？」「友達から相談されたけど、どうしたらいい？」

ひとりで悩まないで

DV相談ナビ

はれれば
#8008

まずは相談して、そして支援して、 でもやってはいけないことは…

夫（妻）からの暴力で、あなたが精神的に苦しい状況にあったり、身体的な被害を受けていたり、自分や子どもに危険が及ぶのではないかと心配があるとき、その環境から一時的に脱出したり、第三者や公的な支援を受けて状況を変えるためには、まず、誰かに相談することで、一歩踏み出してください。

また、あなたのまわりに、危ない状況にあるのではないかと心配される人がいたら、まずは本人に、必要な情報を届けてあげてください。DVの被害者の中には、悪いのは自分だと感じていたり、自分がDVの被害にあっていることを明確に自覚できていなかったりして、DVから抜け出せないでいる方も多くいます。本人を適切な窓口につなぐことが大切です。ひとりではなかなか相談に行く勇気が出せないようであれば、一緒に行ってあげると心強いかもしれません。

しかし、相談されてもやってはいけないことは、当事者の近くにいるあなたが、被害にあっていると思われる本人の了承を得ないまま、自分でなんとかしてあげようと不用意に動くことで、危険です。とくに、以下のことは、絶対にやらないでください。かえって状況を悪化させるおそれがあります。

- × DV被害者の夫（妻）に直接注意する
- × 被害者の両親や夫（妻）の両親など、家族・親戚などに相談・報告する
- × 本人の了解を得ないで、警察に相談する

参考資料

森田ゆり 「癒しのエンパワメント」 築地書館

沼崎一郎 『「ジェンダー論」の教え方ガイド』 フェミックス

同 「なぜ男は暴力を選ぶのか～ドメスティック・バイオレンス理解の初歩」 かもがわブックレット

尾崎礼子 「DV被害者支援ハンドブック～サバイバーとともに」 朱鷺書房

内閣府男女共同参画局

「デートDVって？」

「男女間における暴力に関する調査報告書」（令和3年3月）

〈刊行物発行番号 2023302-4840〉

令和6年3月 発行

発行 港区 子ども家庭支援部
子ども家庭支援センター 家庭相談係
(配偶者暴力相談支援センター)

港区子ども家庭相談ダイヤル 03-5962-7215

〒107-0062 港区南青山5-7-11